

## 役員給与の損金算入

法人の役員に対する賞与については従来損金不算入でしたが、今年度の税制改正で一定の要件の下損金算入が認められるようになりました。その他、役員報酬を事業年度の途中で改定した場合の取り扱いを明確化するなど、役員給与における重要な改正がありますので、以下に概要をご紹介します。これらはいずれも、2006年(平成18年)4月以降開始事業年度より適用となります。

### 1. 役員給与の定期同額給与の損金算入

#### (1) 原則

法人が役員に対して毎月一定の時期に、同額の給与を支給する場合は損金に算入されます。これは従来からもそうでしたが、毎月定額であれば届出なしでも損金算入は可能で、逆に給与の金額が途中で変動する場合は原則損金不算入であることを明確化したものです。

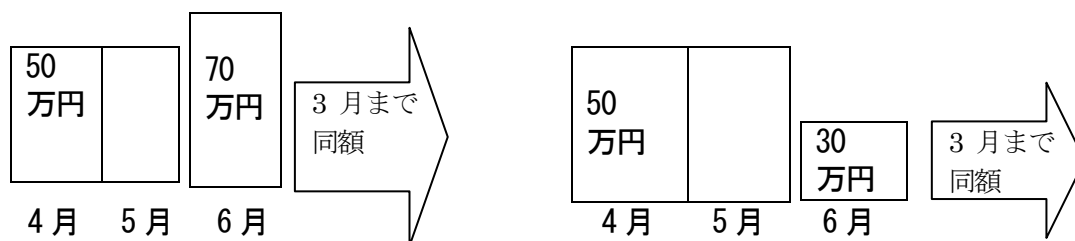
#### (2) 役員給与を改定した場合

##### ① 定期の改定

事業年度開始の日から3ヶ月を経過する日までに、役員給与の改定をし、改定の前後で各々毎月同額の給与であれば、届出なしでも損金算入することができます。従来は途中で改定した場合は、税務上の明確な規定はなかったもので、税務調査でトラブルになることもあったのですが、今回は3ヶ月以内の1回の改定に限って損金算入を認めることを明確化しました。

(3月決算法人の増額改定の事例)

(3月決算法人の減額改定の事例)



##### ② 著しく業績が悪化した場合の改定

業績悪化などの理由で事業年度の途中で減額した場合に限り、その改定の前後で各々毎月同額の給与である場合は、届出なしでも損金算入が可能とされました。

### 2. 役員の事前確定届出給与の損金算入

#### (1) 概要

役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(賞与等)は、損金算入することが出来るようになりました。

#### (2) 適用要件

役員の職務執行開始の日(通常株主総会の日と考えられます)と、事業年度開始の日から3ヶ月を経過する日、とのいずれか早い日(改正初年度は2006年6月30日より早い場合は6月30日)までに所定の事項を記載した届出書を税務署に提出する必要があります。  
 ※役員に対する賞与等の損金算入を認めようというものですが、事前に支給日や支給額を税務署に届出でなければならず、その届出た支給額と実際の支給額が異なれば、全額損金不算入になると考えられることから、実務上あえて導入するケースは少ないように思われます。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。